

**(仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援業務  
プロポーザルに関する質問及び回答について**

仕様書等(頁)	質 問	回 答
<p>実施要領1頁、2頁 提案書等提出書類一覧及び留意事項(別紙1)</p>	<p>参加資格について 市立総合医療センター整備事業発注者支援業務プロポーザル実施要領(以下、実施要領)3参加資格(1)カ:実績については再委託は認めないキ:参加の形態は単体企業とするとありますが、提案書等提出書類一覧表には 協力事務所の名称等(様式1-7)が記載されています。 再委託の可否、可能な場合はその範囲をお示しください。</p>	<p>市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を再委託することを可能とします。また、一部委託する業務の範囲についても、市の承諾を得た範囲とします。</p>
<p>実施要領1頁、2頁  (仮称)市立総合医療センター整備事業発注者支援業務委託者選定に関する評価基準(別紙4)</p>	<p>一部の再委託が可能である場合。  参加資格、客観的審査について、市立総合医療センター整備事業発注者支援業務プロポーザル実施要領(以下、実施要領)3参加資格(1)カ:実績については再委託は認めないキ:参加の形態は単体企業とするという条件であるため、参加者単体企業の実績及び、参加者単体企業に属する配置技術者を評価し、協力企業(再委託先)の実績及び協力企業(再委託先)に属する配置技術者は評価しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>提案書等提出書類一覧及び留意事項(別紙1)</p>	<p>添付書類に『契約書の写し及び業務を履行したことが確認できる書類等』とありますが、依頼者との守秘に係る業務費等の部分は、黒塗りを施し提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の部分については、黒塗りを施しての提出も可能とします。</p>
<p>実施要領1頁</p>	<p>実施要領2業務の概要(2)に設計段階以降(平成31年4月1日以降)の業務は別途契約とする。 とありますが、今回の発注者支援業務の受託者が、引き続き設計段階以降の業務を受託するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、設計段階以降の業務の実施については現時点では未定であり、議会等の承認手続きを経て決定します。</p>